

読谷村飲食店等テイクアウト・デリバリー支援金交付 Q&A

No.	質問	回答
1	交付対象者要件にある「休業要請対象施設を除く事業者」とはどのようなものですか。	新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言を受けた沖縄県実施方針に基づく「休業要請対象施設」に該当しない事業者となります。
2	村内で複数の飲食店を経営していますが、それぞれ支援金を受けることができますか。	複数店舗を経営していることに関わらず、1事業者当たり5万円となります。
3	飲食店営業許可は必須でしょうか。	飲食店営業・喫茶店営業許可を取得している事業者以外に、菓子製造業、そうざい製造業の許可を取得している事業者も対象となります。
4	スナック・バー・ナイトクラブ・キャバレーなどは対象となりますか。	左記の業態に関しては、新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言を受けた沖縄県実施方針に基づく「休業要請対象施設」に該当するため当該支援金の対象とはなりません。
5	イベント等の簡易営業許可での申請は対象となりますか。	対象となりません。
6	移動販売車（キッチンカー）などは対象ですか。	対象となる場合があります。 詳細はお問合せください。
	その他に関するお問い合わせ 読谷村 商工観光課 TEL：098-982-9216	